法律

特定複合観光施設区域整備法をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十号

特定複合観光施設区域整備法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　特定複合観光施設区域
第一節　区域整備計画の認定等（第五条―第十四条）
第二節　認定設置運営事業者等の義務等（第十五条―第十九条）
第三節　設置運営事業等の監査及び会計（第二十条―第二十八条）
第四節　認定設置運営事業者等の監督等（第二十九条―第三十四条）
第五節　区域整備計画の認定の取消し（第三十五条・第三十六条）
第六節　認定区域整備計画の実施の状況の評価等（第三十七条・第三十八条）
第三章　カジノ事業及びカジノ事業者
第一節　カジノ事業の免許等
第一款　カジノ事業の免許（第三十九条―第五十七条）
第二款　認可主要株主等（第五十八条―第六十四条）
第二節　カジノ事業者が行う業務
第一款　総則（第六十五条―第六十七条）
第二款　依存の防止のための措置及び入場規制等（第六十八条―第七十二条）
第三款　カジノ行為業務（第七十三条―第七十五条）
第四款　特定金融業務（第七十六条―第九十条）
第五款　カジノ行為区画内関連業務等（第九十一条・第九十二条）
第六款　カジノ事業者が行う業務に係る契約（第九十三条―第百二条）
第七款　犯罪による収益の移転防止のための措置（第百三条―第百五条）
第八款　カジノ事業に関するその他の措置（第百六条―第百十三条）
第三節　カジノ事業の従業者（第百十四条―第百二十三条）
第四章　カジノ施設供用事業（第百二十四条―第百三十五条）
第五章　認可施設土地権利者（第百三十六条―第百四十一条）
第六章　カジノ関連機器等製造業等
第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等（第百四十二条―第百五十条）
第二節　型式検定等（第百五十一条―第百五十七条）
第三節　カジノ関連機器等製造業等の従業者（第百五十八条）
第四節　指定試験機関（第百五十九条―第百七十二条）
第七章　カジノ施設への入場等の制限（第百七十三条―第百七十五条）
第八章　入場料及び認定都道府県等入場料
第一節　入場料及び認定都道府県等入場料の賦課等（第百七十六条―第百八十二条）
第二節　申告及び徴収（第百八十三条―第百九十一条）
第九章　国庫納付金及び認定都道府県等納付金
第一節　国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付等（第百九十二条―第百九十四条）
第二節　申告及び徴収（第百九十五条）
第十章　カジノ事業者等の監督（第百九十六条―第二百十二条）
第十一章　カジノ管理委員会（第二百十三条―第二百三十条）
第十二章　雑則（第二百三十一条―第二百三十五条）
第十三章　罰則（第二百三十六条―第二百五十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号。以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

一　国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの

二　国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するもの

三　我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるもの

四　我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの

五　利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの

六　前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

2　この法律において「特定複合観光施設区域」とは、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、当該特定複合観光施設を設置し、及び運営する民間事業者（施設供用事業が行われる場合には、当該施設供用事業を行う民間事業者を含む。）により当該区域が一体的に管理されるものであって、第九条第十一項の認定を受けた同条第一項に規定する区域整備計画（第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定区域整備計画」という。）に記載された区域をいう。